

令和8年6月26日  
消防局予防部保安課

## 横浜市火薬類取締法審査基準の一部改正に関する意見公募結果について

横浜市火薬類取締法審査基準の一部改正について、令和8年4月28日（火）から令和8年5月28日（木）まで意見公募を行いました。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

市民の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに御礼申し上げます。

### 1 実施概要

#### (1) 意見公募の期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月28日（木）まで

#### (2) 意見公募の周知方法

横浜市ウェブサイトへの掲載

#### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送及び FAX

### 2 実施結果

#### (1) 意見総数

1件

#### (2) 意見提出者数

1名（電子メールによる提出）

#### (3) 提出意見による修正の有無

いただいた御意見を参考にし、煙火消費許可申請の手引き（令和8年6月横浜市消防局基準）に反映しました。

3 いただいた御意見と、御意見に対する本市の考え方

No.	御意見	本市の考え方
1	<p><b>第3 危険予防の方法4の(3)について</b>            焼金(早打ち)方式を認めるのであれば、保安距離内で焼金を焼くための何らかの火気を取扱うことになるのではないのでしょうか？</p>	<p>点火するための火気の手配までを制限するものではありません。</p>
2	<p><b>第3 危険予防の方法の7の(1)のイについて</b>            早打ち方法の場合、7号以上に限らず火薬がこぼれにくい取付方法が良いのではないのでしょうか？</p>	<p>7号玉に限定しない旨の記載とします。</p>
3	<p><b>第3 危険予防の方法の7の(2)のイについて</b>            雨天時人員を増やす場合、補助作業員だけになってしまいます。手帳保持者ではだめでしょうか？</p>	<p>手帳所持者であっても差し支えありません。            誤解が生じないように、補助作業員に限定することのない記載とします。</p>
4	<p><b>第5 消費当日に行うことの7について</b>            手帳所持者を変更する場合、名簿内での入れ替えにするのであれば、申請時に提出した名簿を予定人数より多めに記載しないといけないこととなります。以前に神奈川県を担当者には、必要のない個人情報は載せないで下さいと言われたことがあります。どうか？</p>	<p>申請の際は、作業を行う予定のある煙火消費従事者及び補助作業者の名簿を提出してください。</p>